

～重要なお知らせ～

令和5年8月

令和6年8月から 前照灯審査は、ロービーム計測のみでの 審査を開始します

平成27年9月1日以降、ヘッドライトテスタによる前照灯の審査は、原則としてロービーム照射により計測しています。

全面施行に向けた過渡期の取扱いとして、平成30年6月1日から、ヘッドライトテスタによるロービーム計測が困難な一部の自動車に対しては、ロービームの照射光線を確認したうえでハイビームに切り替えて計測し、基準適合性審査を実施してきたところです。

今般、周知開始から5年が経過したこと及び審査体制整備が完了したことから以下のとおり過渡期の取扱いを見直し、近畿地方（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）の各検査場では**令和6年8月1日からはロービーム計測のみでの基準適合性審査を開始**します。

※ロービーム計測で基準不適合の場合、ハイビーム計測は行いませんのでご留意下さい。

1. 対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車

（二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く）

2. 過渡期取扱いの見直し


令和6年8月1日以降、対象自動車の前照灯の審査については、全車、ロービーム計測のみで基準適合性審査を実施します。

〔参考：過渡期の取扱い〕

(1) ロービーム計測において、必ず右側及び左側の両方を計測する。

(2) (1)による計測の結果、照射光線が他の交通を妨げるものでないものが確認できた場合に限り、ハイビームに切り替えて計測する。

近畿運輸局チャンネルでも
お知らせしております。
ご確認ください。

近畿運輸局
チャンネル 



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

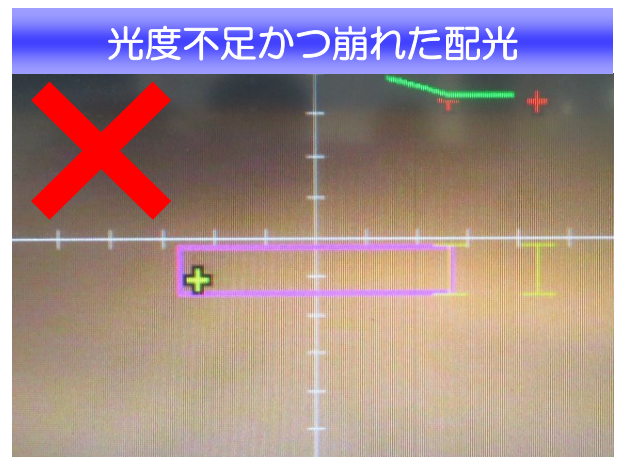
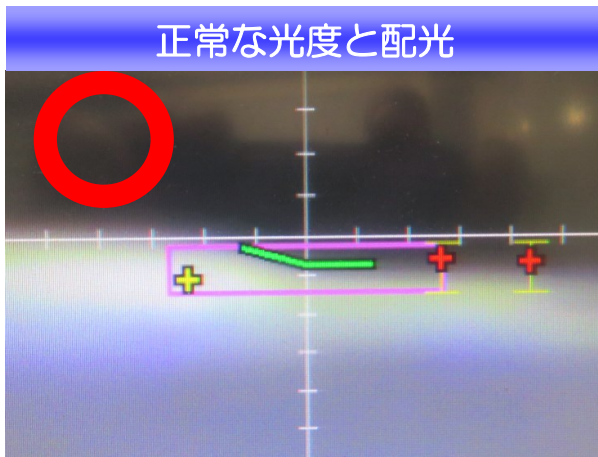
※裏面もご確認ください。

近畿検査部

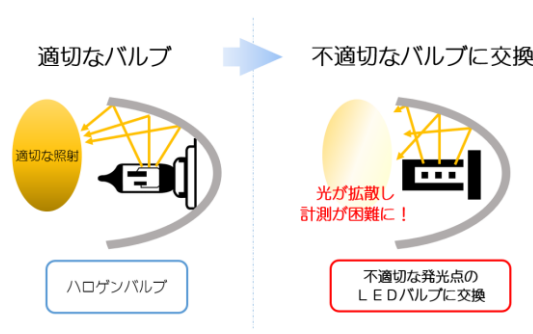
前照灯の光度及び照射光線の向き 適切な整備・調整のお願い

ロービーム計測で基準不適合となる自動車は、レンズ面の劣化、内部リフレクタの劣化、前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換してしまった等により、光度が不足したり配光が崩れてしまった状態のまま受検しているものが多いとあります。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び照射光線の向きが基準に適合するよう、受検する前に適切な整備・調整をお願いします。



↓↓↓ 適切な整備・調整が必要となる事例 ↓↓↓



相性の悪いバルブに交換



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

近畿検査部